

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 8 月 28 日企営第 155500000744 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （期間を限定した通話録音機能付き端末の工事に関する費用の割引） 3 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に、契約者から通話録音機能付き端末の設置の請求（特殊詐欺の被害を防止するためにその端末設備を利用するものと当社が認めた場合に限ります。）があり、当社が承諾した場合は、その端末設備の設置に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2（工事費の額）に規定する額に代えて、0 円を適用します。 4 前項に規定する期間中であっても、この期間を限定した工事に関する費用の割引の適用数が当社が別に定める数に達した場合は前項の規定の適用を終了します。この場合において、当社は受付を終了したことを当社のホームページにおいて掲示します。

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 8 月 28 日企営第 155500000744 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （期間を限定した通話録音機能付き端末の工事に関する費用の割引） 3 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に、第 1 種契約者から通話録音機能付き端末の設置の請求（特殊詐欺の被害を防止するためにその端末設備を利用するものと当社が認めた場合に限ります。）があり、当社が承諾した場合は、その端末設備の設置に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2（工事費の額）に規定する額に代えて、0 円を適用します。 4 前項に規定する期間中であっても、この期間を限定した工事に関する費用の割引の適用数が当社が別に定める数に達した場合は前項の規定の適用を終了します。この場合において、当社は受付を終了したことを当社のホームページにおいて掲示します。

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 8 月 28 日企営第 155500000744 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （期間を限定した通話録音機能付き端末の工事に関する費用の割引） 3 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に、契約者から本規約に基づき通話録音機能付き端末の利用の申込み（特殊詐欺の被害を防止するためにその端末設備を利用するものと当社が認めた場合に限ります。）があり、当社が承諾した場合は、その端末設備の設置に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費について、料金表第 2 表の 2（工事費の額）に規定する額に代えて、0 円を適用します。 4 前項に規定する期間中であっても、この期間を限定した工事に関する費用の割引の適用数が当社が別に定める数に達した場合は前項の規定の適用を終了します。この場合において、当社は受付を終了したことを当社のホームページにおいて掲示します。